

2026年6月29日
日本公認会計士協会
会長 南 成人

準会員の懲戒処分について

2026年6月29日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、同第70条（懲戒処分等の公示及び公表）第2項第1号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

守谷 智明(会則第5条第2項第2号に基づく準会員、登録番号第13151号、東京会所属)

2. 懲戒処分の種別

退会勧告

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、2024年に実施された地方議会議員選挙における選挙公報に係る資格の誤記載に関し、会則第48条（職責の基準）、倫理規則《サブセクション111-誠実性》R111.2項(1)、倫理規則《サブセクション115-職業的専門家としての行動》R115.1項(1)(3)及び会則第59条（改善措置等）に違反し、会則第67条第1項第4号及び第10号に該当するため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2026年6月29日

以 上

- ※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。(会則第67条第5項に基づき、「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」を併科)
- ※ 「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。
- ※ 関係会員の個人名等については、公表期間満了後（退会后）に非特定化措置を講じた上で、公表した事項の開示を継続しております。